

○非常用の照明装置の構造方法を定める件

(昭和四十五年十二月二十八日)

(建設省告示第千八百三十号)

改正	平成	五年	六月二五日	建設省告示	第一四四六号
	同	一二年	五月三〇日	同	第一四〇五号
	同	二二年	三月二九日	国土交通省告示第	二四二号
	同	二八年	一二月一六日	同	第一四一九号
	同	二九年	六月二日	同	第六百号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百六条の五第一号ロ及びニの規定に基づき、非常用の照明器具及び非常用の照明装置の構造方法を次のように定める。

非常用の照明装置の構造方法を定める件

第一 照明器具

一 照明器具は、耐熱性及び即時点灯性を有するものとして、次のイからハまでのいずれかに掲げるものとしなければならない。

イ 白熱灯（そのソケットの材料がセラミックス、フェノール樹脂、不飽和ポリエステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂又はポリブチレンテレフタレート樹脂であるものに限る。）

ロ 蛍光灯（即時点灯性回路に接続していないスターター型蛍光ランプを除き、そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）

ハ LEDランプ（次の（1）又は（2）に掲げるものに限る。）

（1） 日本工業規格C八一五九一一（一般照明用GX一六t一五口金付直管LEDランプ—第一部：安全仕様）—二〇一三に規定するGX一六t一五口金付直管LEDランプを用いるもの（そのソケットの材料がフェノール樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。）

（2） 日本工業規格C八一五四（一般照明用LEDモジュール—安全仕様）—二〇一五に規定するLEDモジュールで難燃材料で覆われたものを用い、かつ、口金を有しないもの（その接続端子部（当該LEDモジュールの受け口をいう。第三号口において同じ。）の材料がセラミックス、銅、銅合金、フェノール樹脂、不飽和ポリ

エステル樹脂、芳香族ポリエステル樹脂、ポリアミド樹脂、ポリカーボネート樹脂、ポリフェニレンサルファイド樹脂、ポリフタルアミド樹脂、ポリブチレンテレフタレート樹脂、ポリプロピレン樹脂、メラミン樹脂、メラミンフェノール樹脂又はユリア樹脂であるものに限る。)

二 照明器具内の電線（次号ロに掲げる電線を除く。）は、二種ビニル絶縁電線、架橋ポリエチレン絶縁電線、けい素ゴム絶縁電線又はふっ素樹脂絶縁電線としなければならない。

三 照明器具内に予備電源を有し、かつ、差込みプラグにより常用の電源に接続するもの（ハにおいて「予備電源内蔵コンセント型照明器具」という。）である場合は、次のイからハまでに掲げるものとしなければならない。

イ 差込みプラグを壁等に固定されたコンセントに直接接続し、かつ、コンセントから容易に抜けない措置を講じること。

ロ ソケット（第一号ハ（2）に掲げるLEDランプにあつては、接続端子部）から差込みプラグまでの電線は、前号に規定する電線その他これらと同等以上の耐熱性を有するものとする。

ハ 予備電源内蔵コンセント型照明器具である旨を表示すること。

四 照明器具（照明カバーその他照明器具に付属するものを含む。）のうち主要な部分は、難燃材料で造り、又は覆うこと。

第二 電気配線

一 電気配線は、他の電気回路（電源又は消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第七条第四項第二号に規定する誘導灯に接続する部分を除く。）に接続しないものとし、かつ、その途中に一般の者が、容易に電源を遮断^{しき}することのできる開閉器を設けてはならない。

二 照明器具の口出線と電気配線は、直接接続するものとし、その途中にコンセント、スイッチその他これらに類するものを設けてはならない。

三 電気配線は、耐火構造の主要構造部に埋設した配線、次のイからニまでのいずれかに該当する配線又はこれらと同等以上の防火措置を講じたものとしなければならない。

イ 下地を不燃材料で造り、かつ、仕上げを不燃材料でした天井の裏面に鋼製電線管を用いて行う配線

ロ 準耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備で区画されたダクトスペースその他これに類する部分に行う配線

ハ 裸導体バスダクト又は耐火バスダクトを用いて行う配線

ニ MIケーブルを用いて行う配線

四 電線は、六百ボルト二種ビニル絶縁電線その他これと同等以上の耐熱性を有するものとしなければならない。

五 照明器具内に予備電源を有する場合は、電気配線の途中にスイッチを設けてはならない。この場合において、前各号の規定は適用しない。

第三 電源

一 常用の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線によるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。ただし、照明器具内に予備電源を有する場合は、この限りでない。

二 予備電源は、常用の電源が断たれた場合に自動的に切り替えられて接続され、かつ、常用の電源が復旧した場合に自動的に切り替えられて復帰するものとしなければならない。

三 予備電源は、自動充電装置時限充電装置を有する蓄電池（開放型のものにあつては、予備電源室その他これに類する場所に定置されたもので、かつ、減液警報装置を有するものに限る。以下この号において同じ。）又は蓄電池と自家用発電装置を組み合わせたもの（常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点灯させるものに限る。）で充電を行うことなく三十分間継続して非常用の照明装置を点灯させることができるものその他これに類するものによるものとし、その開閉器には非常用の照明装置用である旨を表示しなければならない。

第四 その他

一 非常用の照明装置は、常温下で床面において水平面照度で一ルクス（蛍光灯又はLEDランプを用いる場合にあつては、二ルクス）以上を確保することができるものとしなければならない。

二 前号の水平面照度は、十分に補正された低照度測定用照度計を用いた物理測定方法によつて測定されたものとする。

附 則

この告示は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附 則 （平成五年六月二五日建設省告示第一四四六号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年五月三〇日建設省告示第一四〇五号）

この告示は、平成十二年六月十二日から施行する。

附 則 （平成二二年三月二九日国土交通省告示第二四二号）

この告示は、平成二十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成二八年一二月一六日国土交通省告示第一四一九号） 抄

1 この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年六月二日国土交通省告示第六百号）
この告示は、公布の日から施行する。